

パブコメ意見

<実施期間 平成30年11月26日～12月25日>

2019/1/11 資料4-1

<意見総数 7通>

※いただいたご意見は、一部内容を要約しています。

項目	意見
制定手続	民生委員への意見を聞いたらどうか。
制定手続	共生社会推進検討委員会を数回傍聴したが、非常によい議論がされている。しかし、傍聴していない市民には何も伝わっていない。ニュースレターの発行など、もっと市民に向けて継続的に発信を行い、共生条例制定の趣旨などについて理解を求めてから制定すべきではないか。
制定手続	共生条例が制定されたから、その内容で進めていけ、というのでは共生条例の押しつけではないか。共生社会を進めていくには、共生条例が市民みんなのものになることが大切だと考える。もう少し時間をかけて進めるべきと思うがどうか。
周知方法	「共生社会」というタイトルそのものが一般市民には通じない用語であり、周知用のパンフレットを用意するなど、周知方法を考えた方がよい。
条例の趣旨	総論としては賛成だが、共生する範囲を自分たちの好きな範囲に限定することのないように運用することが肝要である。ヘイトスピーチのようなことを許しては意味がない。
対象者	『「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条』とするならば、本条例案の対象は、日本国民（＝日本国の国籍を有する者）に限定されていると読める。だが、一方で「市民」の定義には日本国民でない者も含まれるので、矛盾しているように見える。そのため、「基本理念」に日本国民以外の対象を明記するか、日本国民に限定するか明記するのが良いと思う。ただし、日本国民以外も対象とする場合、日本国民と日本国民以外で越えられない「社会的障壁」（例えば参政権や被参政権など）があることも明記すべきである。 このような条例で玉虫色で誤魔化すのではなく、鎌倉市としてどのようにするのか明確にしていきたい。
合理的配慮	条例において、市は、障害者など対象を限らず、すべての人を対象として、合理的配慮を行うとしているが、市民が合理的配慮を求めるための窓口が地域共生課の総合窓口になるのか。条例を制定するならば同じタイミングで窓口も整備されるべきと考えるが如何か。
合理的配慮	社会的マイノリティを持った人の中の、発達障害や精神・知的障害のある人への配慮が各事例の中でわかりづらい。

項目	意見
前文	<p>鎌倉市が「共生社会の実現を目指す条例」を制定しようとする事について大変評価するが、案を一読したところ不十分だと思われるところがある。</p> <p>前文は、なぜこの条例制定が必要なかを訴える一番大事なところであり、且つ、もっとも多くの人に読まれるところだと思う。その一番最初の文章が「すべて国民は、個人として尊重される」という日本国憲法第13条の規定から始まっているが、これは「すべて国民」が主語となっているためどのように読んでも地域に居住する外国人は含まれないという解釈が生じてしまう。「国民＝日本国籍を有する人」だからである。日本国憲法の素晴らしさは十分承知しているが、憲法成立過程の中で外国人を排除していった歴史的経緯もあり、せっかくの「共生」が在日外国人の排除を前提に進められるのであれば、自治体による差別の容認にもなりかねない。そもそも「共生」「共に生きる」という言葉は、在日外国人の指紋押捺制度の撤廃を目指す市民運動の中から出てきた言葉だったと記憶しているが、いつの間にか（恐らく「やまゆり園」事件の後から）障がい者との「共生」という視点で使われてきたように思う。もちろんそのことが悪いと言っているわけではないが、問題は、共生思想の根本にある「違いを認め共に生きる」というのは、基本的人権を尊重して初めて成り立つ概念なので、この前文のトップに持ってくる言葉としては世界人権宣言1条からの引用こそふさわしいと思う。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」以下、「私たちの社会には、多種多様な人々があり、すべての人は、国籍、年齢、障害の有無、家族のかたち、在留資格～以下略～」と繋げていけば、文言上の矛盾はなく理解できるようになると思う。</p>
前文	<p>3行目「年齢、性別、障害の有無、家族のかたち、職業、経済状況、文化的背景などに…」と記載されている部分に、「国籍、出身地、学歴、性的指向・性自認、疾病」なども加筆すべきである。説明欄（「1前文」、「7-2 基本的施策（社会的障壁の解消）」）では、さまざまな視点からみたマイノリティを対象としている条例であることが記述されているが、条文に具体的な例示がされていないと、本条例に基づく具体的な施策の立案・実施にあたって、本条例の趣旨が反映されない可能性があることを危惧する。本条例の趣旨は、マイノリティへの差別をなくし、マイノリティの人々が生きづらさを感じることのない社会＝共生社会を実現していくことにあると思うので、そのことを理由にマイノリティであるがゆえに差別される可能性のある属性については、できる限り列記すべきと考える。</p>
前文	<p>12行目「本人への配慮」の「本人」が誰を指しているのか不明確である。この文脈での「本人への配慮」という言葉の用法に違和感がある。たとえば、当該の部分について、「とはいえ、幸せになる方法が人それぞれ違うように、どのような配慮をすべきかも人によって異なります。決して相手に価値観を押し付けることなく、お互いに少しの思いやりとやさしさを持つことによって、みんながそれぞれ自分らしくいられる社会が成り立ちます。」といったような記述ではどうか。</p>
条例の構成	<p>「市民及び事業者の役割」より「市の責務」を先に掲げるべきである。説明欄に書かれている内容について、一定程度は理解できるが、目的や基本理念では、「市、市民及び事業者が…」という順で、常に「市」が最初に記述されているにもかかわらず、「市の責務」より「市民及び事業者の役割」を優先させるというのは、市民の優位性に配慮したというより、行政の果たすべき責任を回避しているとの印象を与えかねないと思う。</p>
市民及び事業者の役割	<p>民生委員・児童委員に何が求められていくのか。</p>

項目	意見
職員の意識	市職員及び市特別職公務員に対する教育・啓発・研修を実施していくことを明記すべきである。市民及び事業者の共生意識醸成のための教育や啓発について記述されている一方で、市職員及び市特別職公務員に対する教育・啓発・研修についての言及がないのはなぜか。市職員及び市特別職公務員はすでに十分に高い見識を有しているため、教育や啓発の必要はないということか。もしそうであるならばいいが、そうでないなら、市職員及び市特別職公務員への教育・啓発・研修を実施することも記述すべきである。市民や事業者の共生社会に関する意識が高まっても、市長、副市長、教育長、議員、職員の意識とつり合いがとれていなければ、市民・行政が一体となって共生社会を実現していくのは、困難であると考えられる。
教育	デリケートな部分の多いことなのに、教育の場で子どもたちに伝えていけるのか。
人材の確保	専門的な知識のある人の配置を十分にし、社会的マイノリティを持った人と地域社会を繋げることが共生につながると思われる。そのためには、社会的マイノリティに熟知した人の育成をはかり、その人材の配置をすることから始めることが望ましいのではないかと。
災害等への対応	条例案全体として異論はないが、「災害等への対応」の項がやや唐突に感じる。他の担当があるのではないかと。
災害等への対応	現在出されている条例素案では、防災についても規定している。例えば、地域の入所施設や自主防災組織とも話し合うなど、もっと丁寧にプロセスを重ねることが、条例制定には必要なのではないかと。
市民意見の反映	行政計画の策定に、市民、とりわけマイノリティの立場にある市民の参加を積極的に求め、その意見を反映させていくことを明記すべきである。「市の責務」より「市民・事業者の役割」を優先させるという条例案の考え方、つまり市民が主役になって共生社会を推進・実現していくという考え方であれば、またそうでないとしても、市民と行政の協働の必要性の観点から、災害時の対応策や各種行政計画の策定に当たっては、積極的に市民とりわけマイノリティの立場にある市民の参加を求め、その意見を行政計画に反映させていくことを明記すべきである。そうした行政の姿勢こそ、「前文」に謳われているマイノリティの人々への配慮を具現化するものである。
市民意見の反映	社会的マイノリティを持った人達の把握は、どの機関が進めていくのか。社会的マイノリティを持った人たちの本当に求めていることは何かをどのように知り吸い上げていくのか。
その他	共生の理念からすれば、鎌倉市の最大の懸案であるごみ問題の解決にも考慮の余地があるはずであり、早期解決を図ってもらいたい。